

研究例会

天皇問題に関して

中 濃 教 篤

(現代宗教研究所顧問)

天皇問題について論ずる場合には古代からの歴史をたどっていかなければなりませんけれども、そんなことをやっていたのでは一時間ではとてもだめですから、天皇が現人神ということで定着してくる明治以後の問題に絞っていきたいと思います。

一

明治維新で明治新政府が出来上がって間もなく、三条教訓あるいは三条教則といいますが、三つの原則のようなものが確立されます。それは、

第一条 敬神愛国の旨を体すべきこと

第二条 天理人道を明らかにすべきこと

第三条 皇上を奉戴し、朝旨を遵守すべきこと

というもので、日本国民全体が守るべきものということが言われてきたわけです。

ここで「敬神愛国」という言葉が出てきますが、この「神」というのは、とりもなおさず伊勢神宮を中心とした天

照大神で、これは天皇の祖先であるということになってきます。この精神に従って、日本の仏教といわずキリスト教といわず、あらゆる宗教は絶対主義天皇制政府に対して忠誠を尽くしていかなければいけない、ということになってきたわけです。

これはさかのぼって言えば、天皇家の皇室神道であったものを、国家神道化していこうとする含みの原則論であるということとは間違いない。こうして国家神道が確立されてくるとともに、明治の絶対主義天皇制が出来上がってくる。天皇は絶対である。神聖にして侵すべからざるものであるという明治憲法に規定される天皇制が確立されてくる。

ここらあたりから、神道あるいは神社は宗教ではない。あらゆる宗教の信者ばかりでなく、国民すべてがこれを崇敬しなければならぬものであるという神社非宗教論が、政治的な理由で出されてきます。

それが明治を経て大正・昭和の初めにますます強化されてきます。一九二九年（昭和四年）十二月、勅令第三四七号で、政府は神社制度調査会管制を発令します。この神社制度調査会というのは、ひと口で言って、先ほど申し上げたように、神社は宗教ではないという考え方を強固にしていくことをネライとしたものだということが言えると思います。

その調査会の第三回の委員会で、当時の安達内務大臣が次のように言っていることを見れば、そのことは明らかにあります。

従来、政府は神社をもって全然宗教と区別して取り扱ってきた。神社が学問上広い意味においていわゆる宗教の範疇に入るかどうかは別問題といたしまして、日本の神社はどうしてもいわゆる国家の宗祀として永遠にこれを尊崇しなければならぬものでありまして、従来、制度上、神社を全然宗教と区別して取り扱い、きたったことは至当のことと存せられますから、将来ともこの方針でまいりたいと考えております。

これが神社制度調査会管制がねらいとした方向づけなわけです。

今、述べたように、「神社が学問上広い意味において、いわゆる宗教の範疇に入るかどうかは別問題とする」と言っていますが、神社は宗教であることは間違いない。神道は原始宗教であることは事実です。室町、鎌倉という時代の中で、神道の理論化が図られてきます。その理論化を図るために使われたのが仏教であります。そこで、我々はいまだに神仏習合が心の中に何となく存在する現実が残っているわけです。仏教理論などを用いながら、神社神道を理論づけしていったという面がある。だから、仏教と神道とが何となくゴチャゴチャになってきたというのには、そういう歴史にも関連があるわけです。

ここで一言しておく必要があるのは、本宗の三十番神思想です。日蓮聖人がいかにも三十番神を祭ったように、いまだに考えているお坊さんがいっぱいいる。三十番神思想が日蓮宗の中で確立してくるのは室町時代ではないでしょうか。吉田兼俱という神職がつくり上げた思想が、三十番神思想を大きく盛り上げていったということが言えるように思います。

我々はこれを守護神的に扱っておりますけれども、何となく三十番神を本神みたいにして思っているようなお坊さんたちがずいぶん見受けられるというのも、そういった歴史的事実があったと思います。

ところで、神社制度調査会で安達内相が、さきに申し上げたような内容の発言をして、神社は宗教でないということとを政治的に国民に植えつけていこうとした。このときに、もちろん仏教も神道もキリスト教もそれぞれに関心を持ったわけです。中でも仏教では真宗系各派です。今でも靖国神社問題、その他の神社問題で真宗の人が批判的に動くというのは、こういう伝統があるからであります。親鸞以来「神祇を拝まない」という考え方が強いものですから、真宗系各派では神社非宗教論というのには抵抗を持つわけです。けれども、それが断じていけないとは、当時の政治状況の中ではなかなか言い切れないものですから、さまざま言い回しをして批判をする。そこで、

正神には参拝し、邪神には参拝しない。国民道徳的意義において崇拜し、宗教的意義において崇拜することはで

きない。神社に向って吉凶禍福を祈念しない。この意義を含める神札、護符を拝受することはできない。ということも条件として、「神社非宗教論」に対したわけです。

ここまでも日蓮宗では言い切れなかったわけですが。それで今日に至っているのが、先般の天皇大葬における管長の奉悼文になってあらわれてくるということだろうと思います。

しかし、真宗では、さきのような条件をつけたわけですが。要するに、宗教でないというならば、宗教行事をするなということですが。お札を出したり、今で言えばお賽銭箱を置いたり、おみくじを出したりするなということですが。

キリスト教になると、もっと徹底してくるわけです。キリスト教のほうでは、神社は宗教でないという考え方に對して、当時のキリスト教の五十五団体が集まって、次のような指摘をします。

一、この際、神社に関する本質的な調査研究を遂げ、神社は宗教なりや否やの問題を明白に解決せられ、超宗教その他いかなる名目においても、これをあいまいにせざることを。

一、神社を宗教圏外に置くものとするならば、その崇敬の意義及び対象を明らかにし、教派神道との混淆を正し、祭祀・祭式の宗教的内容を除き、かつ祈願・祈禱及び神札、護符の授与または葬儀の執行、その他一切の宗教的行為を廃止せられたきこと。

一、神社を宗教圏内に置くものとせば、直接にも間接にも、その宗教行為を国民に強要せしめざることを。(これは今の憲法に生かされてきていると思います)

一、思想の善導及び教化事業等の進行に当たっても、国民各自の良心を重んじ、いわゆる生徒参拝強制の問題、神棚問題等のごとき痕事を惹起せざるようにせられたい。

一、帝国憲法の保障する信教自由の本義を明らかにし、本問題解決の基調とせられたい。

という要請文を出しています。

これを今読んでも相当筋が通っていると考えられますが、ほかの仏教既成教団では、ここまで言い切れる教団はなかったわけです。

こうした経過をたどりながら、一九四〇年（昭和十五年）に皇紀二千六百年の奉祝式典が盛大に行われました。このころは日中戦争が盛んなりしところで、太平洋戦争に突入する前です。当時の政府が戦意高揚を図ろうと意を砕いていたころです。

そのときに、神祇院というものを政府が新設します。神祇院というのは、「神祇、祭祀は我が国正教の基本である。殊に今日我が国の当面している内外の重大性に鑑みれば、更に一層敬神崇祖の国風を振作し、これによって国民の一人一人が真に国体の本義に徹し、万民翼賛の実を挙げることにの緊切さを痛感する」という、安井初代総長の発言にあるような組織づくりをネライとした。そして神社は宗教でない、あらゆる宗教の上にあるものという考え方がますます強固になされていった。これが神社非宗教論のアウトラインであります。

このような経過の中で、他面では、仏教のあらゆる教団はさまざまな弾圧体制に投げ込まれていくことになりました。これが国家神道体制というものです。

一一

こういう経過をたどる中で、国内的にはどういうことが起こってくるかということ、大正十四年に治安維持法というて、共産主義者の運動、過激な運動、国家を転覆させるような運動を取り締まるということによって出来た法律によって、共産主義者の弾圧が非常に厳しく行われたわけです。

ところが、この治安維持法が、一九四一年（昭和十六年）に、この内容では間に合わないので改正をするということ、治安維持法改正案が国会に上程されます。これは国会では通らなかつたのですけれども、勅令でこの改正案が

成立をしたという、いわくつきのものです。

大正十四年の治安維持法と昭和十六年の治安維持法改正法との非常に大きな違いは、国体を否定し、皇室の尊厳を冒瀆するような者を取り締まるというのが、初期の治安維持法です。ところが、改正法の中には「国体を否定し、又は神宮若しくは皇室の尊厳を冒瀆した者」といって、「神宮」が入ってくる。これが治安維持法改正法の非常に重要な改正点でありまして、このころからの宗教弾圧はすさまじいものになってくるわけです。日本の治安維持法研究者の中でも、つい最近までそれを見落としていて、私が盛んにそれを指摘してきて、やっとこのごろ、「あ、ここに問題があった」ということを言い出してきているわけです。

なぜ治安維持法改正法の中に、「神宮の尊厳を」というのを入れたかという、最初の治安維持法の場合は、「国体を否定し、皇室の尊厳を冒瀆する」というだけであつたために、伊勢神宮を拝まないという宗教を取り締まろうとして逮捕、投獄をしてきたけれども、法律上なかなかうまく取り締まりがきかない。そこで、ここに「神宮」ということを入れ込んできて、要するに伊勢神宮を中心とした国家神道体制にさからう者は、それまでは刑法で取り締まったわけですけれども、この治安維持法そのもので取り締まるということが起こってきた。

このような形にした一つの理由は、新宗教である大本教弾圧です。大本教が大正年間に第一次弾圧を受けて、出口王仁三郎その他が逮捕されたわけですけれども、これを取り締まるときに、伊勢神宮を拝まないという問題で、これはよくないということは一応言つたけれども、法律的に取り締まりがなかなかきかない。そこで、「神宮」というのを治安維持法の中に明文化することによって、そういった「不敬」な宗教者を逮捕することをしやすくしたということとです。

大本教はその後に二次、三次の弾圧を受けます。最後の弾圧では、現宗研の新宗教研究グループは綾部の本部を見学に行かれたと思いますが、あの本部をダイナマイトで爆破し、教祖のお墓をあはくという、宗教弾圧史上類のない

大弾圧が行われてきました。

これが後の我が宗における遺文削除、曼荼羅不敬事件にも関係してくるわけです。こういう点は、日蓮宗の方たちはご存じないために、案外簡単に考えておられるけれども、十五年戦争下の体制というのは、これほど厳しかったという点を、もう一度思い返していただきたい。

こういった治安維持法のもとで弾圧を受けた中に、創価学会牧口常三郎がいるわけです。彼は伊勢神宮を拝まない、伊勢神宮のお札を祭らないという理由で逮捕されて獄死をするわけです。彼は獄中で頑として、伊勢神宮を拝むことを、日本国民として、あるいは日蓮宗徒として当然のことだとは言わなかったわけです。そのために獄死をしたわけです。

彼は「おまえはどうして伊勢神宮を拝まなかったり、お札を祭らないのか」という取り調べに対して、その理由の中に大変おもしろいことを言っている。

その一つに、神天上思想がある。「もう今の日本では法華経信仰を持っていない連中が中心なんだから、神様は天上へ行ってしまって、いないのだ」——これは日蓮聖人の「神天上思想」ですね。「そこを拝んだってしようがないじゃないか」と、彼は言っている。それから、「日蓮聖人の書かれたお曼荼羅の中に天照大神とあるんだから、それを、わしは拝んでいるんであって、わざわざ伊勢神宮まで参拝に行く必要はない」。

というのが、牧口常三郎の官憲取り調べ中の意見の一つです。私は、これは立派だと思う。日蓮宗なんかは、国神勸請問題で、ただ、あたふたしてしまって、どうにもならなかったというのが実情ですけれども、牧口常三郎はそういう点ははっきりしている。今、私は創価学会を徹底的に批判する立場にいるけれども、少なくとも当時の牧口氏の態度は、本宗の態度より立派だったと言えらると思います。

それから、治安維持法改正法の出来る二年前、一九三九年（昭和十四年）に、宗教団体会法がつくられます。これに

よって各宗教の宗派の統合がなされます。要するに、別れている宗派を統合して、当時の絶対主義大皇制のもとで、これを自由に動かしやすくしていきたいというネライがあった。

宗教団体が国会に提案されたときに、当時の松尾宗務局長が、

もしも宗教団体あるいは教師等が教義の上から、我が国において神社参拝を拒むような、あるいは人を参拝させないような見なまねをするようであれば、それは明らかに安寧秩序を乱すものである。

と言っております。

要するに、当時の帝国憲法では、「安寧秩序を乱さざる限りににおいて」という前提がついて信教の自由を保障している。したがって、ここで、神社参拝をしない人は安寧秩序を乱すものだ。だからそういうことをさせないということをお我々は考えている。それこれを含めて、いい宗教には小々特権を与えるというような宗教団体法をつくるんだ、というようなことを言っているわけです。大体、宗教法をつくるときは、みんな弾圧をするために宗教法をつくるな、どということは一言も言わない。それが権力者の方法なんですけれども、非常に露骨にそういうことを言っている。それと治安維持法の改正、それから、先ほど来言った「神社は宗教にあらざる論」というのが一緒になって、宗教弾圧が促進されていった、ということになるかと思えます。

二二

そこで、本宗の問題に入っていきたいと思えます。

今度の大葬のとき、管長の奉悼文などにいろいろな意見が出てきました。ところで、勅額降賜の問題というのが、本宗においては天皇とつながる非常に大きな問題になってきた歴史があったと思えます。この勅額降賜というのは、皆さんもご存じだと思うけれども、身延山の法主であった杉田日布師が亡くなって、その後、私の祖父師匠なんだけ

れども、岡田日暲師が法主になる。一九三一年（昭和六年）四月に勅額をいただきたいという請願が出され、昭和六年十月に「立正」という額をもらった。これがちょうど六百五十遠忌に間に合ったということで、日蓮宗が大喜びをしたわけです。

この請願をするのに、請願書というものが必要なのですが、これを作文されたのが田中智学氏です。岡田日暲、田中智学、酒井日慎師というような人たちがいろいろ連絡をとり合って請願をした。その請願書の中に、

弘安ノ大役ニ際スルヤ、老軀自ラ峻嶺ニ登攀シテ敵国降伏ノ祈禱ヲ行フ。其修法曼荼羅ノ真蹟、今猶墨痕ノ淋漓タルヲ見ル、其模本ハ曩ニ先帝登極ノ大礼ニ際シ之ヲ闕下ニ奉獻スル所、日蓮護国ノ精神願業文ニ在テ顕然タリ。純忠三世ヲ一貫シ気魄万代ヲ掩フ。

という書き出しに始まっているわけです。

要するに、蒙古退治の曼荼羅真筆論に立って、それを奉獻した。これは、後に真筆でないということで問題になって、それを奉獻するのはけしからんと言って、右翼が騒ぎ立てるといふ、わけのわからない宗内状況が起こるわけです。いずれにしても、蒙古退治を日蓮聖人は熱禱された。そのお祈りの曼荼羅の写しを奉獻した、ということを行っているわけです。

そして「勅額ヲ拝スルヲ得バ、皇恩仏徳渾然トシテ感応シ、法國冥合ノ大契ヲ眼前ニ実証シテ信敬イヨイヨ厚ク、教風イヨイヨ興隆シ、尊王護国ノ祖業輝キヲ増サンコト必セリ」という請願文をつくったわけです。

これをお読みになったら、この間の管長奉悼文とよく似ていることに気付かれるでしょう。こんなことをいまだに言っている日蓮宗の指導部というのは、一体何を考えているのかよくわからないと言えると思います。こういう雰囲気、いまだに宗内に充滿しているような感じがある。

勅額をもらって大変喜んだわけでありますが、大体こういう発想で勅額をもらうこと自体が、果たして日蓮聖人の

精神かどうか。これは非常に大きな問題だと思えます。同時に、勅額をもらって以後、日蓮宗団が中国侵略戦争に全面的に協力、加担をしていくということになってきているわけです。

その翌年、一九三二年（昭和七年）三月に、日蓮宗第二六定期宗会で、柴田一能という人が宗務総監でしたが、その方の方針演説で、満州国は帝国の生命線だから、これを守らんとして忠勇義烈の皇軍将兵が戦っているのを慰問しなければいけない、というようなことをいろいろと言って、勅額をも下賜された天皇の精神に奉答する大伝道をやっていた、ということを訴えるわけです。

同年四月に、日比谷公会堂で勅額を飾って、聖旨奉答の国禱会を開く。それで、とにかく日中戦争に対して日蓮宗が中核体となって、大いに協力をしていかなければいけないというわけです。

また、聖旨奉答の国禱会での酒井管長の願文も大変なものです。

先哲云ク「法妙ナルカ故ニ人貴シ、人貴キカ故ニ処貴シ」

日蓮聖人の遺文も、使うようになってはいいかげんになるもので、なかなか上手に使っていると思えます。その後が問題です。

一 閻浮提第一ノ本尊既ニ此国ニ建テ梵天帝釈モ来ツテ躡ミ玉フヘキ本門の大戒壇将ニ此国ニ立テラレントス貴イ哉此国。本地久遠実成三身即一天照皇如来、此国ノ中尊トシテ、威靈嚴然、本法真付ノ血脈ヲ相承シ玉ヒ、其宝孫、本門戒壇建立ノ大願主トシテ、未来ニ其時ヲ待チ玉フ。本経ノ密意吾祖ノ顕釈、夫レ斯ノ如シ。誰力之ヲ疑ハン。

要するに、天照皇如来ということで、いつの間にか神様が如来になっている。それが「此国ノ中尊」だとされる。そして、天皇が「本門戒壇建立ノ大願主トシテ、未来ニ其時ヲ待チ玉フ」と続く。とにかく「三身即一天照皇如来」などと言って、如来にまつり上げるなんていうことが、日蓮聖人のご真意に添っていると云えるのでしょうか。こう

いう管長の願文が堂々と述べられている。まあ、この当時のことですから、仕方がなかったといえ、それまでですが、何かここで、似たような雰囲気を今度の管長の奉悼文を読んで感じませんか。

今度の天皇の葬儀に関連して少し言いますと、大正天皇の葬儀のとき、奉悼文が宗門に示された。これを見ても、すさまじいのです。どういうふうに述べているかというのと、

經ニ日ク、今此三界 皆是我有 其中衆生 悉是吾子 而今此処 多諸患難 唯我一人 能為救護ト。宗祖日ク
天ノ三光ニ身ヲ温メ、地ノ五穀ニ魂ヲ養フコト、コレ皆国王ノ恩ナリ。

と記されている。

これを見て私はびっくりしたんだけど、あえて法華經の一節の「唯我一人 能為救護」を持ってくると、この言い方での奉悼文を通読すると、「唯我一人」は天皇になってしまう。お釈迦様ではなくて、天皇が「唯我一人 能為救護」なざるものであるという発想のようであります。

今度の奉悼文は、皆さんご存じのようなもので、ここまでは言っていないかもしれませんが、読んでみると大体先ほどから読んだ文章と一脈相通するものがあるという点を、ひとつ記憶しておいていただきたい。

こういう経過をたどってきたのが、勅額降賜です。ですから、勅額をもらってから、ありがたいありがたいと言っているけれども、内容的には、勅額をもらって聖旨奉答大伝道などと称して、中国侵略にべったりとのめり込んでいかにされてしまう。あるいは、いつてしまったなどという宗内の状況を我々は見ておかなければいけないだろうと思えます。

四

こういう中で、昭和七年に遺文削除問題が起こります。詳しく知りたい方は、私が編集した『戦時下の仏教』の中

で、「日蓮遺文削除と国神勸請問題」というのを、石川所長が非常に詳しく書いていますので、後で読んでください。一九三三年（昭和七年）に内務省の警保局から、日蓮の遺文の中に不敬に該当するものがある。これを出版に際して削除したらどうか、すべきではないだろうかという意見が出されている。もっと厳しくなるのは、当然、昭和十一年、十二年ごろですけれども、昭和七年ごろからも、こういうふうな内務省警保局の警告のようなものが出てきている。

それは皆さんもある程度ご存じと思うけれども、例えば『崇峻天皇御書』に「日本始まって国王二人、人に殺され給う。其の一人は崇峻天皇なり」（昭和定本一三九六頁）とあるのは天皇侮辱である。それから、「ややもすれば腹悪き王にて」（同）というのは崇峻天皇のことを言っている。こういう文章をいまだに読んだり、信者に聞かせたりしているのはけしからんというわけです。

『神国王御書』の中の「此の王は源頼朝將軍に攻められて海中のいろくづの食となり給ふ」（昭和定本八八一頁）。これは安徳天皇のことで、本当のことですから、しようがないんだけど、とんでもないというわけです。

『四条金吾殿御返事』に、「又釈迦仏にあだをなせしゆへに、三代の天皇竝に物部の一族むなしくなりしなり」（昭和定本一三八一頁）とか、「すると忽ち天皇を初め守屋、馬子等は何れも泡瘡に罹り」（日蓮聖人御遺文講義第十三巻二八三頁）とあるのもけしからんから削りなさいということになった。

これで宗内は非常に動揺を来しました。

石川所長も完全に数え切れなかったし、私もわからないのですが、いまだに何か所か不明です。百五十とも言われます。数えようによっていろいろになります。それこれ含めて、相当多くの箇所を削れということを言われた。

この遺文削除に対して、浅井要麟さん、久保田正文さんが中心になって、どう対応すべきかということをお話し合われたようです。宗内でもいろいろ問題があって、宗議会でもなかなかおもしろいんです。篠原智光議員、私もよく存

じあげていますが、この人などは、「削らなくていいではないか」と宗議会で発言する。そうすると、「そんなことを言ったら大変だ」と、こうなってくる。そういうことで、抵抗はありましたが、どうもすきつと対応できない。ところが、うまいこと敗戦になったものですから、削除遺文集が出てこなかった。これは一面から言うが残念なんです。削除遺文が出ていると、何か所削られたか全部わかるわけですから。そうでないから、石川所長も苦心されるということになったわけです。

一九三六、七年（昭和十一、二年）になると、兵庫県の神職会の徳重三郎という人が、日蓮宗について批判をする。穴場を探していたのだろうと思いますが、「日蓮宗の曼荼羅における天照大神尊王の座配は不敬だ」ということで、神戸地裁に告発します。ここから曼荼羅不敬事件が始まるわけです。それがだんだん政府筋でも、なるほどそうだという形で受けとめられて、圧力がかかってくるのであります。

遺文削除、曼荼羅不敬などに割合に抵抗した荻谷日任上人、株橋諦秀さんなどが逮捕される。それから、原真平という法華信者も逮捕され、獄中で亡くなられる。

これが遺文削除問題と曼荼羅不敬事件の大方の実情です。こういう歴史をよく知っておくことは、極めて大切なことではないでしょうか。また、かさねてこういうことがあったら我々は一体どうするかということとは、考えておかなければならない。いや、そういうことを繰り返させてはならないんです。

五

こういう時期にちょうど起こってきたのが皇道仏教行道会です。九識靈断をつくられた高佐貫長（日煌）、それから増田宣輪（日遠）、西川景文という諸師が、一九三八年（昭和十三年）に皇道仏教行道会をつくるわけです。

この皇道仏教行道会というのは、そもそも清水梁山という学者の「王仏一乗論」という考え方が、天皇本尊にだ

んだん近づいていく。この系統を受け継いだと言っていると思う。清水梁山師の考え方をより発展させたのが高橋善中師です。この高橋善中師の「天皇本尊」という考え方が、皇道仏教行道会に反映をしていくわけです。

高佐貫長師は私も存じあげていましたが、戦後になると、今度は一九四九年（昭和二十四年）に『十字仏教』という本を出します。その後、キリスト教もあまり伸びないということがあって、今度は九識靈断を始めるわけです。私は高佐貫長師には多少注目されていたようで、「一生懸命やれ」とか言われたものです。しかし、今批判的にならざるを得なくなったのですが、おもしろい人ではある。だけど、機を見るに非常に敏な人で、そこで私は敬遠をしていたのです。

戦後になって、皇道仏教行道会の宗義なるものを読ませてもらってびっくりしました。まさに高橋善中師の「天皇本尊論」そのものずばりです。増田宣輪、西川景文師らは理論的には別にどうということはない。高佐さんが理論的指導をしている。どういうことを言うかというところ、「皇道仏教とは法華經の妙理を以て日本国体の尊嚴なる所以を顯かにし、大乘仏教の眞精神を發揚して天業を翼賛し奉る宗教であります。是を高祖日蓮大聖人は王仏冥合の三大秘法と稱して後世に發達完成することを遺囑されました。即ち皇道仏教とは王仏冥合の三大秘法を現代の詞に要約して銘した名稱であります。……故に皇道仏教の御本尊は印度心現の釈迦牟尼仏ではなくて万世一系の天皇陛下で在らせられます」というのが皇道仏教行道会の中心的発想であります。これが「天皇本尊論」であります。こういう運動が国内情勢と合わせた形で起こり、宗内はずいぶん混乱しますが、最終的にはあまり伸びませんでした。

これに対して立正大学の先生をやっていた清水龍山師は、徹底的な批判を加えています。これから、宗学を勉強するためには、どうしても清水龍山を通らなければだめだと思います。そうでないと歴史的に理解ができません。清水龍山師は清水梁山師に対して、

今梁山師は偏に此方面（註―本地垂迹神仏一体習合）を力説し其極終に王仏一乘即ち「本尊の正体は天皇陛下」

なり「宝塔は天津御座」なり「二仏並坐は両陛下」なり「虚空会は高天ヶ原」なり「故に法華経は日本国の説明書也」と言ふに至る是の如くんば法華経と日本国と主客孰れぞや、抑も法華経の爲めの日本国法華守護の天照八幡なれ……抑法華経は即身成仏教なり国民道徳経に非ざる也日蓮宗は仏教なり神道に非ざる也本尊は即身成仏信念修行の大婦依処也正境也皇室の賢所又は宗廟に非ざる也師の説の如き是れを国体迎合曲学阿世と謂はずして將た何んとか謂はん。……本化別頭至高最上の大法をして一法華神道の卑下に就かしむ

という手厳しい批判をしているわけです。戦争が激しくなるにつれて清水龍山師も多少動揺はされます。けれども、これは割合に早い時期ですから、小々違つてはきますけれども、この基本線を非常に強く主張されております。

同時に『偽日蓮義真日蓮義』という本の中で、「彼の一人は全然神官服なり」と清水梁山師を批判し、法華経信者で神主の服を着ているんだと言っている。「他の一人者亦相似たる服装で」。これは田中智学氏のことですが、梁山ほどではないけれども、小々神主さんのような恰好をしている。智学教学というのは、そんなものだという意味の指摘をされております。したがって、我々は清水龍山師の教学その他をもう一度勉強し直してみる必要があるだろうと思ひます。

六

ここで、政教分離問題、特にこれから問題になってくるであろう大嘗祭の問題について触れてみたいと思ひます。神道儀式について考える場合にも、清水龍山師流に言つと、宗内の「神官服を着たような教学」を鋭く見抜いておかなければいけない。それから、勅額降賜以来の歴史も、遺文削除、曼荼羅不敬事件などというものを通して、よく学んでおく必要があると思ひます。

今度、昭和天皇が亡くなられて以後、大喪の礼があり、賢所から始まったさまざまな神道儀式、新宿御苑で行われ

た葬場殿の儀式も問題だということで、新聞紙上をにぎわしましたが、それについてどういことが問題かということとは大いに研究しておく必要があると思いますが、私はこれから天皇即位と関連する大嘗祭を、国家行事でやるかどうかというのが大きな問題になってくるだろうと思います。

要するに、神社は宗教ではないということの基本にして国家神道体制が確立し、それが絶対主義天皇制を支えている。そういう雰囲気の中で、明治二十二年に大日本帝国憲法と皇室典範が發布される。その皇室典範には、第一章に皇位継承、第二章第一〇条で「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ、祖宗ノ神器ヲ承ク」とあり、第一条に「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都に於テ之ヲ行フ」と定められている。一九〇九年（明治四十二年）に登極令がつけられ、儀式が細かく定められ、踐祚の式、即位礼及び大嘗祭の儀式というものが決められたわけです。案外たくさんの儀式があって、二十四、五あると思います。こういう儀式を経て、天皇の地位が確立すると言われているわけです。これはすべて皇室の神道儀式として前からあったものを整理して、それを国家的な儀式にしたのが明治の年代です。

とにかく天皇の儀式の問題に関しては、いかにも古代から日本国そのものがそういう儀式を行ってきたかのごとく言っておりますけれども、全くそうではない。こういう儀式が確立されたのは大体明治です。孝明天皇の葬儀は仏式で行われているわけです。ついせんだって孝明天皇の葬儀の式次第が発見されたといって、テレビで放映していました。見ていたら、三十五日、四十九日というのが出てくるわけです。これは仏式です。神道ではそういうものはありません。明らかに仏教儀式で行われている。「孝明天皇の葬儀は仏教儀式だったらしいね」とテレビで言っているので、私はびっくりしたのですが、仏式です。それが、明治天皇のときから神道形式をそのままずばりと採用して、それを国家の儀式として行ってきた。

ところが、敗戦後の日本では「日本国憲法」がつけられ、その第二〇条で、

① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権

力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

このように信教の自由が非常に厳密に規定されました。同時に戦前の皇室典範、登極令は廃止された。新しい皇室典範では、

第四条〔即位の礼〕 皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。

第五条〔大喪の礼〕 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。

とあって、大喪の礼をどういふふうに行うとか、即位の礼をどう行ふかという規定がない。そこで、政府は困って、新宿御苑での大喪の礼では、鳥居を途中で取り払うということをしたわけですが、今度の大嘗祭を国家行事にするとなると、まさに日本国憲法違反になります。

敗戦前には新嘗祭という祝日がありまして、天皇が新しく収穫したお米を天照大神にささげて、ご供養するという式です。これは皇室の儀式として今でも続いているわけです。それを、天皇がかわったときには、もっと大々的に行うのが大嘗祭です。新しく穫れたお米ですから、どうしても秋にならざるを得ない。

斎田点定の儀というのがあります、そのお米をどこでつくらせるかというところから始まります。聖なる米ですから、やたらにどこでもつくるのではなくて、田圃を指定する儀式があります。そこで収穫したものを神にささげるということになります。

大嘗祭前日に「鎮魂ノ儀」があり、当日は京都御所春興殿の賢所において「大御饌（オオミケ）ノ儀」があり、かつ伊勢神宮を初め皇霊殿・神殿及び官・国幣社に奉幣の儀があります。これは戦前の皇室典範に基づいた儀式ですが、恐らくこれに似たようなことを、少々簡略化しても行うと思います。悠紀殿、主基殿の儀が大嘗祭における非常に重

要な儀式です。悠紀殿の儀は昼間、主基殿の儀は夜中です。これは天皇だけが入ります、ほかの人はだれも入れない。天皇が新しく収穫したお米を天照大神にささげて、ともに食べるわけです。これは見た人がいませんで、どういふことになるのか、本当にはわかっていません。

いずれにしても、その儀式によって天照大神の魂を身に受け、生まれかわるということになり、初めて天皇となる。だから皇統連綿ということの理由づけになるわけですが、こういう儀式は間違はなく神道儀礼であって、これを国家行事にするということは、よほどねじ曲げない限りは憲法にのっとっているとは言いがたい。

だから、上山春平氏などでさえ、これを国家行事として行うことには無理がありそうなので、国家予算を使わないで、国民からお金をカンパしてやればよい、というようなことを言わざるを得ない。それぐらい矛盾に満ちた儀式です。

中には大嘗祭を行わなかった天皇もいるわけです。これは「半帝」と言われております。大嘗祭を行わないと、本当の天皇になり得ないと言われてきたわけです。

大嘗祭の儀式についてキリスト教の人たちは反対する人が多いのですが、仏教の教団の中では、大嘗祭にどう対応するか話し合っている教団はないようです。どうしていいかわからないというのが実情ではないでしょうか。

しかし、これは大変大きな問題を含んでくると思います。政治的に言えば、天皇が祖先神と一体になるということですから、現人神天皇になってくる。天皇は人間宣言をしたわけですが、大嘗祭を国家行事として行えば、現人神天皇を国家的に認めることになり、明らかに戦中の国家神道体制が一部復活することは間違いないということに我々は注目すべきです。

先ほど言ったように、天照皇如来みたいな発想であるならば、大嘗祭は大いに結構だとならざるを得ない。しかし、日蓮聖人の遺文を読んでみると、そんな天照皇如来などという考え方が出てくるかどうか。だから、歴史を学ぶ

と同時に、日蓮聖人の神祇観が何かということをもっと勉強してほしい。神様を日蓮聖人はどういうふうに考えておられたか。これをはっきりつかんでおかないと、わけがわからなくなってきました。

いずれにしても、日本国憲法に保障された信教自由の条文が、今、なし崩し的に破られてきていることは間違いない事実だと思えます。そういうねらいをもって、まずは大喪の礼を皇室神道儀式と国家行事とを幔幕一つでごまかして行つて、何となく両者をつなげてしまった。鳥居について、「これは神道独特のものではない」などと、理屈を言う人がいますけれども、やはり神社と密接不可分の関係にある。それを、「取り払ったからいいではないか」と言っているけれども、そうなるのと神道系統の人は、あんな不自然な神道儀式はないという不満が残るわけです。やるんだったら、すっかり神道儀式でやってもらいたい。神主が何かわけのわからないのが出てきて、いいかげんなことを言うようなやり方は困ると。だから、それだったら皇室神道として、神道式におやりになったらよろしい。そのかわり国家は関係しない。国家予算も出さないという形をとればいい。そこをうやむやにするから、両方に不満がある。信教の自由を完全に守りたいというクリスチャンに至っては、当然のことながら、全く不満があるということになる。

仏教の場合は、日蓮宗は勅額降賜をひけらかしているわけですが、そうでない泉涌寺その他天皇家と直接関係がある寺もありますから、こういうのは昔からのいきさつがあるので、それなりの対応の仕方があると思います。そうでない教団が、そういう天皇家と関係のあるところと同じようなことで物を考えては困る。特にそれぞれの宗祖の考え方を無視した、あるいはねじ曲げた対応の仕方は問題があると思います。

そういう意味では、本宗の場合、日蓮聖人の考え方は読み方によっては幅が出るところがあるけれども、基本線をとどめていくと非常にすっきりしていますから、そこをちゃんとつかまないといけない。今までの教学が、そういう点まで踏まえて説いてこないものだから、教学を勉強したと言っているけれども、こういう問題にぶつかると、どう対応していいか、わけがわからないという状況を生んでいるのではなからうか。そこらのところをあらゆる角度から

検討していかなければならないと思います。

そういう国家神道体制下における天皇と、それへの教団の対応の仕方という問題の中で、つい最近、『日蓮宗新聞』に投書が載りましたが、それは、信徒の投書だというのだけれども、天皇の戦争責任を無視してはならないというものです。そして、これは、『日蓮宗新聞』では初めてのことだと思えますが、投書の最後に「他にも数通同様趣旨の投稿がありました」と書いてある。数通ありましたと書かざるを得なかったということは驚きです。むしろ坊さんよりも信者の中に、まともに物を考えている人がいる。私はこの投書を読んで、日蓮宗を見直しました。やっぱり日蓮聖人の信仰に真剣に生きようとしている人というのは違うなという感じがしました。こうした面では『日蓮宗新聞』を評価したいと思いますし、こういう投書が出てくる信者を持っているということはありがたいことだと思えます。

どうも田中智学流教学にあまりに深入りし過ぎてしまっ、それから抜け切れていないというのが、今の日蓮宗内の現状ではないか。田中智学教学から学ぶべきは学びながら、それを越えていい時期だという感じがしてならないわけです。

七

ところで、さきにも紹介した旧著ですが、『戦時下の仏教』を読んでほしいと思います。この中で皇道仏教行道会のことを書いてあります。この書物では、高佐貫長さんの考え方というのは一体何なのか、戦争中どうであったかというところを、詳しく論じたつもりです。今度の宗会（平成元年三月第六十二定期宗会）で九識靈断云々の問題が出たようですけれども、私は、これをやっていいと思う方は、おやりになったらいいと思いますが、一体、高佐さんの考え方というのはどんなものかということ、ここは研究所ですから、歴史的に研究しておいていただきたい。

また、『十字仏教』『新日蓮教学概論』も一応読んでおいてもらいたい。一体どこに学ぶべき点があり、どこに大き

な問題があるのか、みんなで勉強しておく必要がありません。単なる無視ではならないと思います。これを注文として出しておきたいと思えます。

※本稿は平成元年三月二十九日現宗研内で行った、研究例会にて講演されたものを筆録したものです。